

仕様書 2-3_粗大ごみ受付収集システム機器の運用に関わる特記事項

(目的外利用の禁止)

- 第1条 甲は、乙の書面による承諾を得ないで物件の譲渡、転貸、改造をしないこと。また、物件を本業務以外に使用してはならない。
- 2 乙は甲に対して、引渡しにおいて物件が正常な性能を備えていることを担保し、本業務以外の使用目的への適合性については担保しない。
- 3 甲が物件の貸与期間に物件自体又はその設置、保管、使用によって、第三者に与えた損害については、甲が賠償することとする。

(ソフトウェアの複製等禁止)

- 第2条 甲は、物件の全部又は一部を構成するソフトウェア製品（以下「ソフトウェア」という。）に関し、次の行為をしてはならない。
- (1) 有償無償を問わず、ソフトウェアを第三者へ譲渡し、又はその再使用权の設定を行うこと。
- (2) ソフトウェアを本契約以外のものに利用すること。
- (3) ソフトウェアを複製すること。
- (4) ソフトウェアを変更又は改作すること。
- (5) 他のソフトウェア及びプログラム等を物件に設定すること。

(保守)

- 第3条 乙は甲に対して、貸与期間中に甲の責に帰すべからざる事由により物件に性能的障害が発生した場合、乙は仕様書等に従い保守を実施する。
- 2 前項により、甲が貸与を受けた物件を使用できない場合に備えて、乙は予備機を保有し貸与するものとする。

(搬入、引渡し及び検査)

- 第4条 乙は、物件の搬入後、必要に応じ速やかに調整等を行い使用可能な状態にした後、甲の指定する職員の検査を受けるものとする。
- 2 乙は、甲に物件を引渡した後、貸出票を甲に交付し、甲は確認印を記入のうえ乙に貸出票を返却する。

(所有権の表示)

- 第5条 乙は、物件に所有権の表示を貼付するものとし、甲はその表示を除去、隠蔽又は毀損できないものとする。

(損害賠償)

- 第6条 甲は、天災その他の不可抗力又は乙の責に帰すべき事由により物件が滅失又は損傷したときは、賠償の責を負わないものとする。ただし、甲の故意又は過失によるときは、この限りではない。

2 前項ただし書に規定する場合の損害賠償の額は、甲と乙の両当事者が協議して定めるものとする。

(契約内容の変更)

第7条 甲は、次に定める事項については、あらかじめ乙と協議するものとし、これに要する費用は、甲と乙の両者協議の上定めるものとする。

- (1) 物件に通常予定されている範囲を超えて変更を加える場合
- (2) 物件の使用場所を変更する場合
- (3) 前2号のほか甲が契約内容の変更を必要とする場合

2 前項の場合、乙は承諾書を提出するものとする。

(協議解除)

第8条 甲は必要があるときは、乙と協議の上、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(天災等による解除)

第9条 天災その他の不可抗力により、物件が使用不可能となり、かつ、回復が不能となった場合は、甲は、直ちにその旨を乙に通知し、この契約を解除することができる。

(物件の引取り)

第10条 乙は、貸与期間の満了、解約、解除、その他の理由により本契約が終了した場合、物件を直ちに引き取らなければならない。費用については、乙が負担するものとする。

なお、物件に甲固有のデータ（電子情報）がある場合には、甲はそのデータを消去して返還するものとし、返還を受けた物件に甲固有のデータが残存する場合、残存するデータの漏洩等に起因して甲及び第三者に生じた損害に関して乙は一切責任を負わないものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、個人情報の保護に係る次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人の秘密を守ること。
- (2) 指示目的以外の使用及び第三者への提供をしないこと。
- (3) 個人情報に係る事故が発生したときは、直ちに報告し、指示を受けること。

(疑義の決定)

第12条 この契約条項及び仕様書等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約条項及び仕様書等に定めのない事項については、甲と乙の両当事者が協議の上、解決するものとする。